

# 仙台市中学校教育研究会養護教育部会

## 第一章 総則

- 第1条 本会は、仙台市中学校教育研究会養護教育部会と称する。
- 第2条 本会の所在地は、副会長所属校におき、事務局と兼任する。
- 第3条 本会は、生徒の健康保持増進を期し、養護教育の発展に寄与するとともに、会員相互の親睦をはかることを目的とする。
- 第4条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- 1 生徒の健康保持増進に関する研修および研究。
  - 2 養護教諭の職務に関する研修および研究。
  - 3 関係機関および諸団体との連携。
  - 4 会員相互の親睦。
  - 5 その他、本会の目的達成に必要なと認める事項。

## 第二章 組織

- 第5条 本会は、仙台市立中学校（宮城教育大学附属中学校・宮城県仙台二華中学校・仙台青陵中等教育学校・秀光中等教育学校を含む）の養護教諭並びに養護担当者及び部会長となる校長をもって組織する。
- 第6条 本会はブロック会を設ける。

## 第三章 役員

- 第7条 本会に次の役員を置く。
- 部会長 1名 副部会長 1名 幹事 5名 監事 1名  
常任委員 5名 研究推進委員 5名
- 第8条 役員の仕事は次のとおりとする。
- 1 部会長は、この会を代表し、会運営全般の指導助言にあたる。
  - 2 副部会長は、この会の会務を総括する。
  - 3 幹事は、副部会長を補佐し、副部会長に事故ある時は、その職務を年度内において代行する。
  - 4 常任委員は、この会の事業、各部ブロック会の企画・運営にあたる。
  - 5 研究推進委員は、この会の研究の計画・推進にあたりるとともに、研究集録の編集にあたる。
  - 6 庶務は、この会の担当する事務を行う。また、本会議の議事の記録をする。
  - 7 会計は、この会の会計を掌る。
  - 8 監事は、この会の会計を監査する。
- 第9条 部会長は、仙台市中学校教育研究会から推薦された仙台市立中学校長とし、総会において報告する。
- 第10条 本会の役員及び委員の選出は次のとおりとする。
- 1 副部会長は、選挙管理規定に基づき、選挙によって選出する。
  - 2 幹事は、各ブロックより1名ずつ選出する。
  - 3 常任委員は、各ブロックより1名ずつ選出する。
  - 4 研究推進委員は、各ブロックより1名ずつ選出する。
  - 5 庶務・会計は、幹事から選出する。
  - 6 研究推進委員長は、幹事から選出する。
- 第11条 役員の仕事および補欠選挙については、次のとおりとする。
- 1 副部会長の任期は2年とし、再任をしない。
  - 2 副部会長が任期を全うできない事情が生じた場合には、補欠選挙を行う。それによる任期は残任期間とする。
  - 3 幹事の任期は2年とし、会員である限り異動後も継続する。
  - 4 常任委員・研究推進委員は、任期を原則2年とする。

5 監事は学校番号順後ろからとし、任期を2年とする。

## 第四章 会議

第12条 本会は、次の会議をおく。

- |         |         |         |           |
|---------|---------|---------|-----------|
| 1 総会    | 2 全体会   | 3 運営委員会 | 4 研究推進委員会 |
| 5 専門委員会 | 6 ブロック会 |         |           |

第13条 総会は、年1回開く。ただし、部会長が必要と認めた時、または会員の3分の2以上の要求があった場合、臨時総会を開くことができる。

- 1 総会は次の事項を審議する。
  - ・予算・決算に関すること。
  - ・事業報告並びに事業計画に関すること。
  - ・規約改正に関すること。
  - ・役員選出に関すること。
  - ・その他、本会の目的達成のための重要事項に関すること。
- 2 決議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決める。

第14条 会議の構成と開催については次のように定める。

- 1 運営委員会の構成は、次のとおりとし、必要に応じて開催する。

部会長	1名	常任委員	5名
副部会長	1名	派遣関係機関の役員	若干名
幹事	5名	専門委員	若干名
- 2 研究推進委員会は、次の役員をもって構成し、必要に応じて開催する。

研究推進委員長	1名	研究推進委員	5名
---------	----	--------	----
- 3 専門委員会は、必要に応じて構成し、開催する。
- 4 ブロック会は、必要に応じて、開催する。

## 第五章 会計

第15条 本会の経費は、助成金、その他の収入をもってあてる。

第16条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第17条 本会則は、総会の決議によって改正することができる。

## 附則

この会則は、平成10年4月1日から実施する。

- [平成12年12月8日一部改正（役員任期）]
- [平成22年5月17日一部改正（組織・会計）]
- [平成26年11月6日一部改正（役員選出）]
- [令和元年5月16日一部改正（組織・役員選出）]
- [令和3年5月13日一部改正（役員選出）]
- [令和4年5月12日一部改正（所在地・役員名称）]

## 細則

第1条 役員会の選出については別則（仙台市中学校教育研究会養護教育部会選挙管理規定で定める。

第2条 第6条に定めるブロック、所属校は次のとおりとする。

- |        |      |      |      |      |     |     |
|--------|------|------|------|------|-----|-----|
| 1 ブロック | ・仙台一 | ・仙台二 | ・三条  | ・北仙台 | ・中山 | ・桜丘 |
|        | ・南吉成 | ・折立  | ・広瀬  | ・大沢  | ・吉成 | ・広陵 |
|        | ・錦ヶ丘 | ・青陵  |      |      |     |     |
| 2 ブロック | ・上杉山 | ・五城  | ・東仙台 | ・岩切  | ・台原 | ・鶴谷 |
|        | ・幸町  | ・西山  | ・八乙女 | ・南光台 | ・田子 | ・附属 |

- ・南光台東
- 3ブロック
  - ・宮城野
  - ・東華
  - ・五橋
  - ・愛宕
  - ・八軒
  - ・沖野
  - ・南小泉
  - ・六郷
  - ・七郷
  - ・高砂
  - ・蒲町
  - ・中野
  - ・二華
  - ・秀光
- 4ブロック
  - ・長町
  - ・中田
  - ・西多賀
  - ・生出
  - ・郡山
  - ・茂庭台
  - ・山田
  - ・袋原
  - ・人来田
  - ・富沢
  - ・秋保
  - ・柳生
  - ・八木山
- 5ブロック
  - ・七北田
  - ・根白石
  - ・将監
  - ・将監東
  - ・向陽台
  - ・加茂
  - ・鶴が丘
  - ・寺岡
  - ・長命ヶ丘
  - ・館
  - ・高森
  - ・松陵
  - ・住吉台
  - ・南中山

第3条 第14条(3)の専門委員会の改廃は総会で決定し、運用については運営委員会で検討する。

第4条 「仙台市中学校養護教諭部会慶弔規定」による。

## 仙台市中学校養護教諭部会 会則

第1条 本会は、仙台市中学校養護教諭部会と称し、仙台市中学校教育研究会養護教育部会に属する。

第2条 本会の所在地は、会長所属校におき、事務局と兼任する。

第3条 本会は、養護教諭独自の職務についての連絡調整と親睦を目的とする。

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の事を行う。

1 養護教諭の職務と関連機関に関する事。

- (1) 学校保健会との連絡調整
- (2) 中体連との連絡調整
- (3) その他

2 会員相互の親睦

3 その他

第5条 本会は、仙台市立中学校（宮城教育大学附属中学校・宮城県仙台二華中学校・青陵中等教育学校・秀光中等教育学校を含む）の養護教諭並びに養護担当者をもって組織する。

第6条 本会の運営は、仙台市立中学校教育研究会養護教育部会の役員があたり、次の役員をおく。

- 会長 (養護教育部会 副部会長) 1名
- 副会長 (養護教育部会 幹事) 5名
- 常任委員 5名 監事 1名

1 副会長、常任委員、監事は、総会において承認を得る。選出については、仙台市中学校教育研究会養護教育研究部会会則第10条に定める。

第7条 役員任期は、仙台市中学校教育研究会養護教育部会会則第11条のとおりとする。

第8条 本会は、次の会議をおく。

1 総会を年1回開催する。ただし、部会長が必要と認めた時、または会員の3分の2以上の要求があった場合、臨時総会を開くことができる。

- (1) 総会は次の事項を審議する。
  - ・予算・決算に関する事。
  - ・事業報告並びに事業計画に関する事。
  - ・規約改正に関する事。

- ・役員選出に関すること。
- ・その他、本会の目的達成のための重要事項に関すること。

(2) 決議は、出席者の過半数(委任状による出席も認める)をもって決し、可否同数の場合は議長が決める。

## 2 運営委員会

第9条 運営委員会は、次の役員をもって構成し、必要に応じて開催する。

会長 1名 副会長 5名 常任委員 5名  
監事 1名 その他必要な役員

- 1 運営委員会は、会長からの要請を受けて、本会の運営方法などの舞いようについて審議する。
- 2 運営委員会は、年4回定例に開催する。

第10条 本会の慶弔については別に定める。

第11条 本会の経費は、養護教諭の会費及びその他の収入をもってあてる。なお、会費については細則による。

第12条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第13条 関係機関の役員は、この会の会員の中から選出する。

仙台市中学校教育研究会 健康教育研究会

【副会長1名 幹事5名 監事1名 事務局1名】

仙台市学校保健会 養護教諭部会 【理事3名】

宮城県学校保健会 養護教諭部会【地区委員1名】

中体連事務局【事務局1名 補助 若干名】

その他

\* 関係機関役員選出方法については細則による。

\* 派遣された役員は、本会との連絡を密にし、必要な報告や連絡を行う。

第14条 本会の会則は、総会の決議によって改正することができる。

## 附則

この会則は、平成11年4月16日より実施する。

[平成17年5月12日 一部改正 (関係機関役員選出)]

[平成22年5月17日 一部改正 (目的・経費)]

[平成23年5月19日 一部改正 (経費)]

[平成26年11月6日 一部改正 (役員選出)]

[令和元年5月16日 一部改正 (組織・役員選出)]

[令和3年5月13日 一部改正 (役員選出)]

[令和4年5月12日一部改正 (所在地・組織・会議)]

## 細則

仙台市学校保健会 養護教諭部会役員選出については次のようにする。

- 1 理事1名は養護教諭部会幹事とする。
- 2 ほかに理事2名は選挙により選出する。
- 3 選挙管理委員の中に役員候補者が含まれた場合は、必要に応じてブロックから代理の委員をたてる。

## 選挙方法

- 1 公示期間を前年の12月1日から1月31日とする。
- 2 役職毎に立候補者と推薦候補者の受付をする。ただし、選出する役職は、市学校保健会の組織上、その年度により異なる。
- 3 立候補者は、氏名と立候補理由を届ける。
- 4 推薦候補者については、各ブロック会で会員全体から推薦し、推薦者名と推薦

理由を届ける。

推薦人数は、各役職1～2名とする。

5 選挙管理委員長は、推薦候補者へ連絡する。

6 役員改選は、次のとおりとする。

(1) 選挙公報で立候補者及び推薦候補者を紹介し、メッセージがあれば伝える。

(2) 選挙は、次のとおりとする。

巡回メールによる役職毎の投票により決定する。

①候補者及び推薦候補者の紹介。

②投票によって選出する。

③開票は選挙管理委員が行い、選挙管理委員長が結果を発表する。(得票数は発表しない)

④候補者1名の場合には、その候補者を会長及び理事とする。

⑤一人の方が「養護教育部会副会長」と「市学校保健会 理事等」のどちらにも推薦された場合には、開票時に次のとおり決定していく。

開票1 市学校保健会養護教諭部会長

開票2 養護教育部会 副会長

開票3 市学校保健会 理事

7 決定した事柄を会員に報告する。

会費について

・第4回運営委員会で決定し、総会で承認を得る。

## 仙台市中学校養護教諭部会慶弔規定

第1条 慶弔に関する事項の規定について、次のとおり定める。

第2条 会員相互の親睦をはかるために、次のことを行う。

- ・会員の慶弔に関すること。
- ・会員の歓送迎に関すること。

第3条 慶弔等の費用は、会費をあてる。

第4条 次の場合は、それぞれに以下のとおりとする。

- 1 (削除)
- 2 満60歳に達する年度に5000円のお祝いを贈る。
- 3 会員死亡の場合は、生花・弔辞・香料5000円
- 4 その他特別の事情の慶弔については、会長・副会長で協議する。

第5条 この規定の改廃は、運営委員会が行い、総会で承認を受ける。

第6条 この規定は、平成18年5月18日から施行する。

[平成26年5月15日 一部改正]

[令和4年5月12日 一部改正]

# 仙台市中学校教育研究会 養護教育部会選挙管理規定

- 第1条 本会の役員を選出するため、選挙管理委員会をおく。
- 第2条 選挙管理委員は、各ブロックより1名ずつ選出する。  
委員の中に、役員候補者が含まれた時は、必要に応じてブロックから代理の委員をたてる。
- 第3条 選挙管理委員は、役員を改選する一切の手続きをする。
- 第4条 選挙管理委員の任期は、原則2年とする。
- 第5条 選挙管理委員は、委員の互選により委員長1名を選出する。
- 第6条 初回は、部会長が招集し、2回目からは委員長が招集する。
- 第7条 選挙管理委員会は、次のことを行う。  
1 選挙の公示  
2 候補者の受付、候補者への連絡と候補者名の発表  
3 投票、開票の立ち会い、開票事務  
4 当選者の決定、並びに発表  
5 その他必要事項
- 第8条 候補者は次の方法による。  
1 立候補  
2 推薦候補（ブロック毎に全体から選出する。）
- 第9条 得票数が同数の場合は、上位2名で再投票を行う。
- 第10条 この規定の改廃は、運営委員会が行う。
- 第11条 規定の施行する細則は、選挙管理委員会の提案により運営委員会で決める。
- 第12条 この規定は、平成10年5月1日から施行する。  
（平成17年 5月12日 一部改正）  
（平成27年 2月25日 一部改正）  
（令和 3年 5月13日 一部改正）

## 細則

- 公示期間を前年の12月1日～1月31日として、立候補者と推薦候補者の受付をする。  
副部会長 1名
- 立候補者は、氏名と立候補理由を届ける。
- 推薦候補者については、各ブロック会で会員全体から推薦し、推薦者名と推薦理由を届ける。  
推薦人数は、副会長1～2名とする。
- 選挙管理委員長は、推薦候補者へ連絡する。
- 役員改選は、次のとおりとする。  
（1）選挙公報で立候補者及び推薦候補者を紹介し、メッセージがあれば伝える。  
（2）選挙は次のとおりとする。  
巡回メールによる副会長の投票により決定する。  
①候補者及び推薦候補者の紹介。  
②投票によって選出する。  
③開票は選挙管理委員が行い、選挙管理委員長が結果を発表する。（得票数は発表しない）  
④候補者1名の場合には、その候補者を副会長とする。
- 決定した事柄を会員に報告する。